

令和2年5月8日

都道府県・指定都市老人クラブ連合会事務局長 殿

「緊急事態宣言」期間延長に伴う本会事務局の勤務体制について

本会の運営には、平素より格別のご支援・ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

過日、「『緊急事態宣言』発令に伴う本会事務局の勤務体制について」のご連絡に際しましては、急な対応となり、皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしました。

さて、ご承知のとおり、去る5月4日、政府は「緊急事態宣言」の期限延長を発表いたしました。

これに伴い、本会では、関係団体（全国社会福祉協議会、中央共同募金会）における対応等を踏まえ、原則、引き続き職員を在宅勤務とすることといたしました。

つきましてはその間、業務上やむを得ない職員の出勤を除き、不在となりますので、ここにお知らせいたします。

なお、事務局不在に関する周知につきましては、本会ホームページ上においても掲載いたします。

記

1. 在宅勤務（事務局不在）期間

令和2年5月8日（木）～5月29日（金）

2. その他

- ご用件の際は、本会宛FAXまたは電子メールにてご送信ください。職員出勤の際に、こちらからご連絡いたします。
- 本会事務局の電話は、他団体と共用しているため、不在をお知らせする機能がございません。呼び出し音が鳴り続けますのでご注意ください。

公益財団法人全国老人クラブ連合会